

岐阜県都市計画公聴会規則

昭和四十五年五月二十六日

規則第五十九号

岐阜県都市計画公聴会規則をここに公布する。

岐阜県都市計画公聴会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条の規定により、知事が開催する岐阜県都市計画公聴会（以下「公聴会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公聴会の開催)

第二条 知事は、市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画その他の都市計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

(公告)

第三条 知事は、公聴会を開催しようとするときは、開催期日の三週間前までに公聴会の日時及び場所並びに公聴会において意見を聞こうとする都市計画の案（以下「都市計画案」という。）の概要その他必要な事項を公告するものとする。

2 前項の規定による公告は、県が開放するインターネットのホームページに掲載するほか、住民に周知させるため必要と認められる方法によるものとする。

3 知事は、第一項の規定による公告の日から二週間都市計画案を公衆の閲覧に供するものとする。

(公述の申出)

第四条 前条の都市計画案に係る都市計画区域の市町村の住民で、公聴会に出席して意見を述べようとする者は、前条第三項に規定する閲覧期間満了の日までに意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(公述人の選定等)

第五条 知事は、前条の規定による書面を提出した者のうちから、公聴会において意見を述べることができる者（以下「公述人」という。）を選定するものとする。この場合において知事は、公聴会の運営上必要があると認めるときは、あらかじめ、公述時間を制限することができる。

2 知事は、前項の規定により、公述人を選定し、又は公述時間を制限したときは、その旨を本人に通知しなければならない。

3 知事は、前条の規定による書面を提出した者で、公述人に選定されなかつたものに対しては、その理由を通知しなければならない。

(公聴会の議長)

第六条 公聴会の議長は、県職員のうちから知事が指名する。

2 議長は、公聴会を主宰する。

(公述人の陳述)

第七条 公述人の陳述は、当該都市計画案の範囲をこえてはならない。

2 議長は、公述人の陳述が前項の範囲をこえたとき又は公述人に不穏当な言動があつたときは、その陳述を制止し、又はその退場を命ずることができる。

(代理人等)

第八条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提出することができない。ただし、議長が特に許可した場合は、この限りでない。

(質疑)

第九条 議長は、公述人に対して質疑することができる。

2 公述人は、質疑することができない。

(公聴会の秩序維持)

第十条 公聴会においては、何人も議長の指示に従わなければならない。

2 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限し、又はその秩序を乱し、若しくは不穏当な言動をした者を退場させることができる。

(記録の作成)

第十一条 公聴会については、記録を作成しなければならない。

2 前項の記録には、次に掲げる事項を記載し、議長が署名押印しなければならない。

- 一 都市計画案の内容
- 二 公聴会の日時及び場所
- 三 出席した公述人の住所及び氏名
- 四 公述人の陳述の要旨
- 五 その他公聴会の経過に関する事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年12月4日規則第89号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年12月14日規則第95号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。